

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和3年6月18日(金)
午前9時58分～午前10時29分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 菊地 忍 副委員長 板橋美保
委員 熊谷克彦 委員 齋 浩美
委員 吉田 良 委員 丹野政喜
委員 佐藤正博
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 総 務 部 長 桜 井 淳 一
出席をした 企 画 部 長 小 平 英 俊
者の職氏名 総 務 課 長 綱 川 宏 一
政策企画課長 山 家 ちとせ
総務部企画員兼 浅 見 智 彦
総務課長補佐 佐 藤 徹 也
企画部企画員兼 佐 藤 旭 一
政策企画課長補佐 佐 藤 旭 一
政策企画課主幹兼 佐 藤 旭 一
行政管理係長 門 脇 良 明
総務課総務係長
- 6 事務局職員 事 務 局 長 相 澤 幸 也
主幹兼議事調査係長 佐 藤 恵 子
主 査 工 藤 旭 子

7 付議事件

- (1) 議案第70号 名取市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- (2) 陳情第1号 名取市所有の土地の借用についての陳情

午前9時58分 開会

○委員長（菊地 忍） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長、企画部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第70号 名取市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 第4条で、審査の申出の際の押印の義務が今回削除ということですが、近年の審査の申出件数の実績がもしありましたらお伺いしたいと思います。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） 過去5年間についてはゼロ件です。直近では、平成27年に土地の関係での申出がありました。その前ですと、平成24年に1件です。

○委員長（菊地 忍） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） そんなに多くないということは分かりますが、押印をなくすことによって、将来的にその文書を本人が申出をしたということの証明がないというようなことにならないですか。何を担保にして御本人が申出をしたことを後々に証明するのかということはどう捉えているのでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） この改正については、国で実質的に実印等を使わないということで、申出者は押印があるなしにかかわらず担保できるという形になりますので、実質的に申請書は代理人等についても不要になったわけです。申請自体をこちらで受理する、それから本人が持っているということで担保されているものというような解釈になると思います。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 考え方について伺いたいと思います。提案理由の中に、行政不服審査法施行令の改正によってということになっていましたが、調べてみたら、今、課長の答弁の中にあつた、実印ではない、要は認め印でもよいので法令上廃止されて、押印されていけばいいというようなことを解説されているページを見つけました。これを基準にして今後いろいろな押印廃止の考え方が広がっていくと思われませんが、予算のときにも聞きましたけれども、本市として今後の押印廃止の進め方や考え方についてどのように思っているか伺いたいと思います。

○委員長（菊地 忍） 答弁、政策企画課長。

○政策企画課長（山家ちとせ） 押印廃止の考え方、基準については、国の押印見直しマニュアルの考え方に沿って進めてきております。その中で、押印は原則廃止としつつも、例外としまして、地方自治法、国や県の法令、条例等により押印が義務づけられているもの、また、外部機関など第三者へ提出する書類で押印が求められているもの、これらはこれまでどおり押印を要するものとしております。

また、国において行政手続の中でも慎重を期す必要性が高い、さらに契約の法的安定性を図る必要があるものとして、契約書、また請求書に係る書類、こういったものは押印を必要とするということになっております。市も国のほうに倣いまして、これらに係る書類はこれまでどおり押印を求めていくものとして整理をしております。

○委員長（菊地 忍） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） お金に関わっていたり、重要な記録として残すようなものについては押印を残していくという考えで、そうすると、逆にそうではない、今回の評価委員会条例のようなものについてはもう押印は要らないとなっ

ていくと、申請の仕方自体も押印が要らないということで、例えば電子申請などのものに置き換えていくような考えというのはあるのでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、企画部長。

○企画部長（小平英俊） 今、委員から御指摘ありましたとおり、押印の廃止の先には電子申請への移行といいますか、並列的に申請等の行為を可能にするということで、内部的にも事務を進めているところです。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） それでは、第4条について質疑をさせていただきます。申出書に住所、氏名の記載事項があるかと思いますが、その際に押印が廃止されるということで、例えばパソコンで住所、氏名が記載されているという場合にも、受け付けることが、可能かどうか質疑いたします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） この条例が可決された場合、窓口及び固定資産評価審査請求のメール等についても今後受付ができるということですので、パソコンなどで送られてきた電子的なもの、もしくはホームページ上でフォームを作って申請できるような体制の整備に取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（菊地 忍） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 分かりました。では、第8条についてお伺いします。第8条第1項に2つの事項が入っているかと思っております。「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改めるということですが、署名と押印というのはまた別だと思っております。署名というのは、一般的には自分で名前を書くと考えますが、署名の際は押印廃止ではなく「記載しなければならない」に改めた考え方について質疑いたします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） こちらの押印廃止については、先ほど申し上げましたとおり、本人の担保になるものというようなことでの改正がありました。署名についても、こちらの申請者等の押印が廃止されたことによって、押印と同一に署名までは必要ないだろうという国の判断もありまして、署名押印については、第8条のほうも廃止するということです。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 今の熊谷委員の話に重なるところもありますが、第8条で、署名と押印両方とも今回削除ということなのですが、この第8条というのは調書についての規定ですので、先ほど企画部長から御答弁あったような申請の部分とはまた違って、申請に対して返ってくるもので、電子申請など今後の流れを見越してというのとはまた別だと思います。やはり、調書というとなりに重みのあるものですから、署名をわざわざ外して、全部文書を電子化する必要はないと思いますが、あえて署名を外すというのは、そこまで納得できる理由というのはあるのですか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） 第8条第5項において実質的に口述書は、口頭審理の際に使用するということになっています。口頭審理のときに、口頭による証言に代えて文書で提出するという形になります。その場合については、申出者もしくは知事等がこちらに来られないという場合に文書で受け付け、文書によってその審理ができるという形になります。提出についてはこちらに赴いて持ってくるのか、もしくは電子的なものでもできるのかということで、押印に替えて電子申請でも口頭での申出ができるという形の改正です。

○委員長（菊地 忍） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 勘違いしていて第8条第8項のほうを見ていました。そうすると、第8項が調書のほうですけども、それは署名と押印は残すということになりますね。それで、第5項のほうの署名押印だけを外すということでもよろしいですか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務係長。

○総務課総務係長（門脇良明） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 第8条第5項について、これは審理の中の口述書の申立ての部分だと思いますが、やはり審理をする際の重みが私はあると思うのです。そういう場合には、やはり署名押印が必要で、署名というのは自ら書いて、そして審理の云々ということで口述書の代わりにするという、重みがあると思います。やはり、その重みの中でも、署名を廃止するという考え方は、慎重な扱いが必要だと思います。最低でも本人確認が何らかの手段で必要かと考

えますが、いかがでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務部長。

○総務部長（桜井淳一） 今回の押印の廃止の改正については、先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、市民の方、申請者の方々の各種手続、その部分についての改正、廃止となっております。

物の重みのことはあろうかと思えますけれども、各種その手続の際に改めて署名押印の手続は要しないということです。特にこの第8条第5項のところで言いますと、署名については削られますけれども、同項の第1号、提出者の住所氏名が書かれておりますので、記載されていることには間違いのないということで、今後を見据えての署名の削除という改正になっております。

○委員長（菊地 忍） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 分かりましたけれども、やはり、署名と押印というのは基本的に全く別物だと私は考えておりました。手続上、今パソコンでも、楷字体でなくても、本人の書いたものが電子署名できる機能もあります。やはりその辺は今後ともしっかりとした本人確認なりをしていくことが必要で、ましてや審理の際に大きな影響を与えるかもしれませんので、慎重に、何らかの署名手続という形のほかに、審理の中で具体的な確認ということが今後必要ではないかと思えますが、その点ではいかがでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務部長。

○総務部長（桜井淳一） 手続的に審査申出書、口頭審理書、口述書のほうの書面の審理というか申請になるものの確認については、仮に押印をなくしたとしても実印を印鑑登録証明書と併せて提出していただくということをしておりませんし、仮に行おうと思えばですが、押印を残したとしても、最終的な真偽を確認できるという状況では今現在もないところだとは思いますが。ただ、署名押印のところで、三文判も当然認めているところでもありますし、突き詰めていくと、その申請を確認できるかといいますと、ちょっと難しいところはあるかと思えます。

今回の法改正については、デジタル化ということを見据えて、申請者の方々の各種手続を少しでも削り、容易にするという意味での改正になっていると理解しております。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 熊谷委員の憂慮されているような口述書のほうの署名押印の部分で廃止すれば本人確認ができないおそれがあるということについては、最終的に調書の部分で署名押印をされるので、そこで担保されると捉えていいのでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務部長。

○総務部長（桜井淳一） 第8条第5項の口述書の署名のところについては、同項の1号のところに提出者の住所、氏名を書くことになっておりますので、そこで確認することはできるかと思えます。

○委員長（菊地 忍） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 口述書のほうの署名押印が廃止されるということで、例えばそこで本人の何か痕跡を残すことなく、全部文書がデジタル化によってパソコンなどで作成できるようになりますが、それを本人が作成したということについては、最終的に口述書を作った方が、調書の部分でこれは自分が作成しましたよということを認める形で署名と押印をするという流れになっているわけですね。そこを確認したかったです。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） 第8条第5項の口頭審理に対する口述書の署名押印の廃止、それと、第8条第8項の調書については、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれを署名押印という形になっておりますので、そちらのほうは、調書を作成した者が署名と押印をするという形になっております。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） いろいろな御指摘でだんだん分からなくなってきたので、改めて1つだけ確認したかったのですが、今回、口述書にしても、押印は、もともと実印ではなくて認め印でいいというところがあります。固定資産評価審査委員会と申請する人の1対1の関係の中もあると思いますが、廃止することによって第三者が関わるのではという疑い、押印があることによって第三者が関わっていないという証拠になるかと思われませんが、1対1の関係で、そこに押印がなくなっても第三者が関わることはないという考え方でいいと、そのところは担保されているということでもいいのでしょうか。本人以外の第

三者のなりすましで申請や口述書の押印ありなしというところで、被害があるのではないかという懸念が生まれますが、そういったことはないということでよろしいのでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務部長。

○総務部長（桜井淳一） 実務上の話になるかと思えますけれども、運用上、当然、相手方と御連絡を取らなければいけないことも多分出てくると思えますので、御連絡先が書いてあるかどうか、御連絡できるかどうかも分かりませんが、その先の手続上で、相手方を確認することはあろうかと思えます。

例えば、全くなりすますることができないのかと言われますと、署名押印があったから御本人同一性を確認できるかということ、そこは今現在も難しいといえれば難しいのかもしれないので、運用上の中で御本人ということを確認していくことになろうかと思えます。

○委員長（菊地 忍） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） そうすると、委員会で、口述なり審査申出をするときには必ず本人確認をするので、そのところは押印がなくても署名がなくても、基本的には必ず何らかの形で本人と接触があるので、押印署名等を廃止しても問題ないということではないのでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） 審査申出の場合ですと、まず初めに申請書が届いた時点で、委員会では提出期間内に提出されているかどうか、それから審査申出人に資格があるかどうかというような、例えば納税通知書が届いた場合であれば納税通知書等の納税義務者であるかどうかというような、確認をさせていただく部分がありますので、そちらで本人かどうかの確認ができる形になっております。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号 名取市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菊地 忍） 起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第70号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で、付託議案の審査を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前10時22分 休憩

午前10時22分 再開

○委員長（菊地 忍） 再開いたします。

次に、付議事件の（2）陳情第1号 名取市所有の土地の借用についての陳情を議題といたします。

本件陳情に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。お手元に委員会調査報告書（案）を配付しておきましたので、初めに報告書（案）について書記をして説明をいたさせます。その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

それでは、書記、お願いいたします。

○書記（工藤旭子） 〔報告書案の説明をする〕

○委員長（菊地 忍） ただいま、書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。

暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

*休憩中の要旨

- ・原案のとおりとすることとした。
-

午前10時29分 再開

○委員長（菊地 忍） 再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告については、原案のとおりとしたいと思
います。

なお、委員会調査報告書について、簡易な語句、数字、その他整理を要する
事項については委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いた
しました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時29分 散会

令和3年6月18日

総務消防常任委員会

委員長 菊 地 忍